別記

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報・特定個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報・特定個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報・特定個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報・特定個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報・特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報・特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（特定個人情報の安全管理措置等）

第６　発注者から受注者に提供された特定個人情報については、安全管理措置を講じた上で適切に取扱うものとする。

２　　受注者は、特定個人情報の記録された磁気媒体又は書類等を事務所外に持ち出してはならない。

（管理、監督、教育）

第７　発注者及び受注者は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、この契約による事務を処理するに当たり個人情報・特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

２　　受注者は、この契約による事務を処理するにあたり、実際に個人情報・特定個人情報を取

扱う従業員等の範囲を限定、明確化するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報・特定個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第９　受注者は、この契約による事務を行うための個人情報・特定個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

２　　受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ、再委託先、再委託の内容、そこに含まれる情報、特定個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面により発注者へ提出し、その承諾を得なければならない。

（資料等の返還等）

第１０　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報・特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第１１　受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報・特定個人情報を他人に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報・特定個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（特定個人情報等の返還又は廃棄）

第１２　受注者は、この契約の終了時に、この契約において利用する特定個人情報等について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

２　受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

（契約履行状況の監督）

第１３　発注者は、受注者に対し、この契約の遵守状況につき随時報告を求めることができる。

２　　この契約の履行を確保するため、発注者は受注者が取るべき措置を受注者に対して指導又は指示することができる。

３　　発注者は、前２項の目的の達成のため、発注者に従事する者の立会いの下に、受注者の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。また、再委託先等がある場合は当該再委託先等についても同様の取扱いとする。なお、立ち入りが困難な理由がある場合は書面にて協議を行う。

（事故発生時の対応）

第１４　受注者は、個人情報・特定個人情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するものとする。このとき、発注者及び受注者は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報・特定個人情報の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第１５　受注者は、自己の責に帰るべき事由により、この契約に違反して、個人情報・特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。